

○国立大学法人山梨大学学長の選考に関する細則

制定 令和4年 3月25日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人山梨大学学長の選考及び解任等に関する規則（以下、「学長の選考及び解任等に関する規則」という。）第5条の規定に基づき、国立大学法人山梨大学（以下、「本学」という。）における学長の選考方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 山梨大学学長選考・監察会議（以下、「学長選考・監察会議」という。）は、学長の選考及び解任等に関する規則第4条に基づき、選考基準を定め、学長候補者を選考しなければならない。

2 学長選考・監察会議は、前項の基準を定め、または変更したときは、これを公表する。

(選考開始の公表)

第3条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考を開始するに当たり、選考の日程及び次条に規定する学長候補適任者の推薦に関し必要な事項を公表する。

(学長候補適任者の推薦)

第4条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる者に学長候補適任者の推薦を求めるものとする。

(1) 選考開始の公表の日に在職する常勤の職員

(2) 学長選考・監察会議委員

2 前項第1号に掲げる者による推薦は、推薦者の20名以上が連記で署名した推薦書（別記様式第1号）、推薦理由書（別記様式第3号）、被推薦者の経歴書（別記様式第4号）及び被推薦者の所信表明書（別記様式第5号）を学長選考・監察会議に提出することにより行う。

3 第1項第2号に掲げる者による推薦は、推薦書（別記様式第2号）、推薦理由書、被推薦者の経歴書及び被推薦者の所信表明書を学長選考・監察会議に提出することにより行う。

4 前2項の場合において、一人の推薦者は複数の者を学長候補適任者として推薦することはできない。

(学長候補適任者の審査)

第5条 学長選考・監察会議は、前条の規定より推薦された者について、第2条に規定する選考基準に基づき、推薦に係る提出書類の審査を行う。

2 学長選考・監察会議は、前項の審査の結果、学長候補適任者であると認めた者の氏名、経歴書及び所信表明書を公表する。

(所信説明会の実施)

第6条 学長選考・監察会議は、学長選考・監察会議委員が学長選考における学内意見や学長候補適任者の資質等を把握し、適正な学長候補者の選考に資するため、学長候補適任者が自らの所信を職員に説明する会（以下「所信説明会」という。）を開催する。

2 所信説明会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長候補者の選考)

第7条 学長選考・監察会議は、学長候補適任者に対して面談を実施するとともに、推薦書類等及び所信説明会の評価を参考に、総合的に判断し、学長候補者を選考する。

2 学長選考・監察会議は、前項により学長候補者を決定したときは、理由及び選考過程を付した選考結果を速やかに公表する。

(再任の場合の選考)

第8条 学長選考・監察会議は、第3条から前条までの規定にかかわらず、任期4年目の学長に対して、再任の意思を確認することとする。

2 前項により学長に再任の意思がある場合には、学長選考・監察会議は、所信表明書及び面談に基づく在任期間中の業績評価を行い、再任することが適当と判断した場合は、再任期間の学長候補者と認める。

3 前2項の規定は、学長の選考及び解任等に関する規則第6条第2項による場合において準用する。

4 前各項に規定するもののほか、再任の場合の選考方法に関し必要な事項は、別に定める。

(ホームページの開設)

第9条 学長選考・監察会議は、学長選考に関するホームページを開設し、本細則に基づく公表内容を掲載する。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、学長候補者の選考を行うための必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。